

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

4月から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方々や子育て世帯の負担を軽減するため、国の経済政策として「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の支給が臨時的な措置として実施されます。対象となる可能性がある方には、7月上旬に申請書を郵送します。

【臨時福祉給付金】

■**支給対象者**／平成26年1月1日時点で加西市に住民登録があり、平成26年度の市民税が非課税の方
 ※課税されている方の扶養親族や生活保護の受給者は対象外です。

※課税対象者の判定には、市県民税の申告が必要な場合があります。

※扶養親族とされていない16歳未満の方は、生計を一にする保護者が市民税を課税されている場合は対象外です。

■**支給額**／10,000円 ※①②の方は5,000円が加算

①高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者（平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の支払いがある方）

②児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の受給者（平成26年1月分の手当等を受給している方）

■**申請方法**／申請書に必要な事項を記入・押印し、次の書類を返信用封筒に入れて郵送または窓口で申請してください。

・対象者の本人確認書類（免許証・住基カード（写真付）・旅券、健康保険証など）の写し

・振込口座が分かる通帳またはキャッシュカードの写し

■**申請期間・場所**

7月1日（火）～9月30日（火）平日8:30～17:15

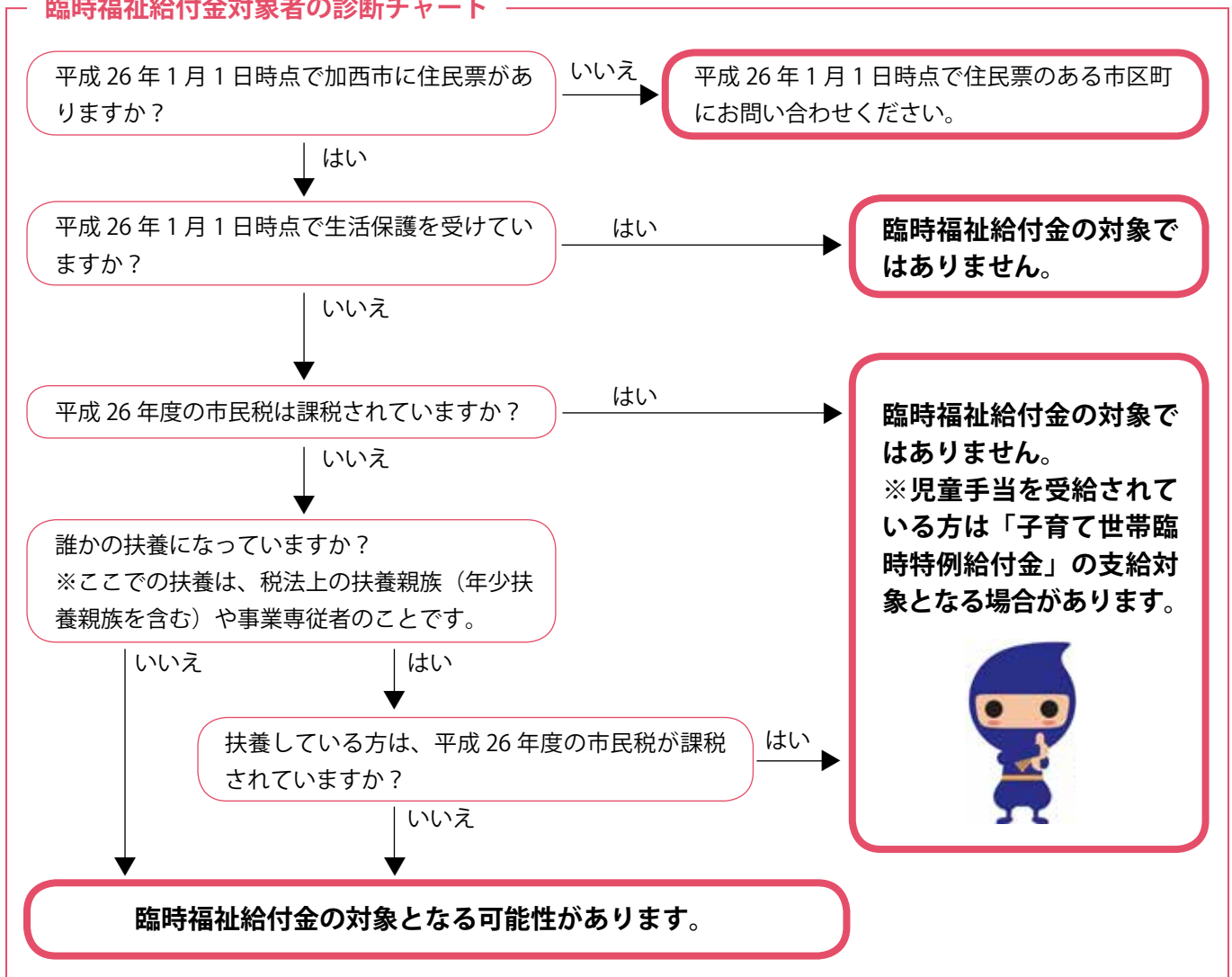
市役所2階 給付金受付窓口

10月1日（水）～12月26日（金）平日8:30～17:15

市役所1階 福祉企画課窓口

※郵送の場合は12月26日必着

臨時福祉給付金対象者の診断チャート



【子育て世帯臨時特例給付金】

臨時福祉給付金の支給対象者は、子育て世帯臨時特例給付金の対象になりません。

■**支給対象者**／平成26年1月1日時点で加西市に住民登録があり、平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給した方のうち、平成25年中の受給者の所得が、児童手当の所得制限限度額に満たない方

■**対象児童**／平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童（平成26年1月1日に生まれた方で、当該児童にかかる2月分の児童手当・特例給付の受給者も含む）

※「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童は対象外です。

※平成26年1月1日に中学3年生であった児童は、現在中学校を卒業していますが、対象児童となります。

■**支給額**／対象児童1人につき10,000円

■**申請方法**／申請書に必要事項を記入・押印し、次の書類を返信用封筒に入れて郵送または窓口で申請してください。

・申請者（児童の父母）の本人確認書類（免許証・住基カード（写真付）・旅券など）の写し

・振込口座のわかる通帳またはキャッシュカードの写し（児童手当の振込口座と同じ場合は不要）

■**申請期間・場所**

7月1日（火）～9月30日（火）平日8:30～17:15

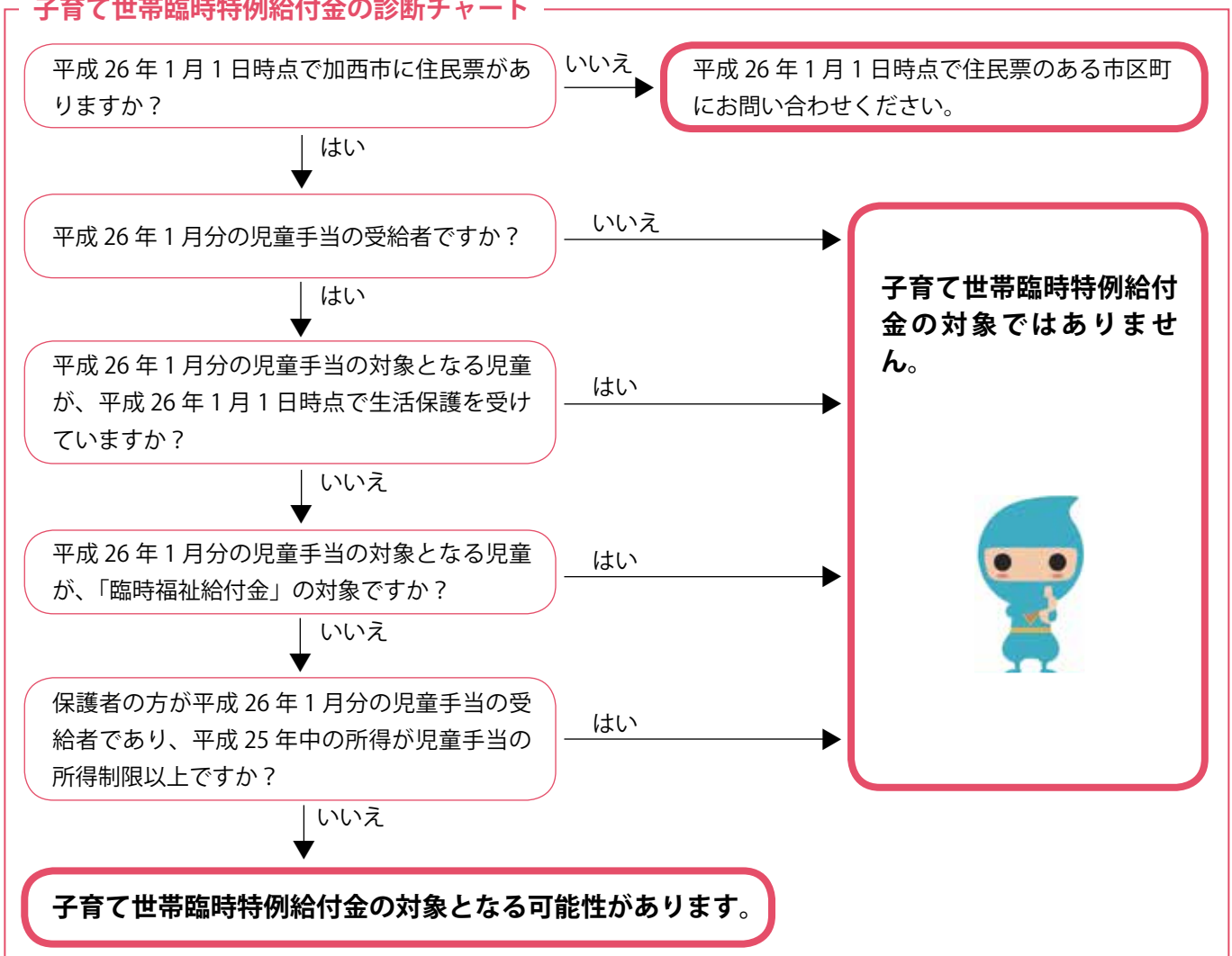
市役所2階 給付金受付窓口

10月1日（水）～12月26日（金）平日8:30～17:15

市役所1階 地域福祉課窓口

※公務員の方は、勤務先から交付される書類で申請してください。

子育て世帯臨時特例給付金の診断チャート



給付金受付窓口

【問合せ先】 給付金専用ダイヤル ☎④8737
 臨時福祉給付金に関すること／福祉企画課 ☎④8724
 子育て世帯臨時特例給付金に関すること／地域福祉課 ☎④8709
 市民税に関すること／税務課 ☎④8712